PICTET 1805 Investing, caring 資産運用がもつ力、一人ひとりに。

投資信託説明書（交付目論見書）
2024.4.11

ピクテ新興国インカム株式ファンド（毎月決算型）

追加型投信／海外／株式

委託会社［ファンドの運用の指図を行う者］

ピクテ・ジャパン株式会社 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第380号

電話番号 03-3212-1805（受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで） ホームページ・携帯サイト（基準価額） www.pictet.co.jp

受託会社［ファンドの財産の保管および管理を行う者］

三井住友信託銀行株式会社

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧・ダウンロードすることができます。
また、本書にはファンドの投資信託約款の主な内容が含まれていますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

商品分類および属性区分

商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
追加型	海　外	株　式

属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 ［投資信託証券 （株式）］	年12回 （毎月）	エマージング	ファンド ・オブ・ ファンズ	な　し

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ（https://www.toushin.or.jp）で閲覧できます。

- 本目論見書により行う「ピクテ新興国インカム株式ファンド（毎月決算型）」（以下「ファンド」といいます。）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年4月10日に関東財務局長に提出しており、2024年4月11日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は受託会社において信託法（平成18年法律第108号）に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書は、投資者から請求された場合に販売会社から交付されます。また、投資者が請求目論見書の交付を請求した場合には、投資者自ら交付請求をしたことを記録しておいてください。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社の情報

委託会社名	ピクテ・ジャパン株式会社
設立年月日	1986年12月1日
資　本　金	2億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	2兆6,193億円

（2024年1月末日現在）

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ファンドは、主に投資信託証券に
投資を行い、より優れた分配金原資の
獲得と信託財産の成長を図ることを
目的に運用を行います。

ファンドの特色

1 主に新興国の高配当利回りの
株式に投資します

2 特定の銘柄、国や通貨に集中せず、
分散投資します

3 毎月決算を行い、収益分配方針に
基づき分配を行います

ファンドの目的・特色

ファンドの特色

1 主に新興国の高配当利回りの株式に投資します

- **主に新興国の大企業が発行する高配当利回りの株式に投資します。**

新興国とは…

一般的に先進国と比較して経済や証券市場が未成熟でも経済が急成長しているか、その可能性が高い発展途上国や地域を指し、エマージング諸国とも呼ばれます。IMFや世界銀行等の国際機関が市場の発展を支援していることもあり、今後も市場規模の拡大が期待されています。

- **企業利益の一部を株主に還元する「配当」、さらに配当を増額する「増配」は、一般的に企業業績が順調で利益が成長していることなどを背景に行われます。**

配当とは：

通常、株式を発行した企業は利益を上げると株主にその一部を分配します。その分配された利益を「配当」といいます。

配当利回りとは：

株価に対する年間配当金の割合を示す指標です。1株当たりの年間配当金額を現在の株価で割って求めます。

$$\text{配当利回り（\%）} = \frac{\text{1株当たり配当金}}{\text{株価}} \times 100$$

新興国株式への投資にあたっては、「配当」に注目します。

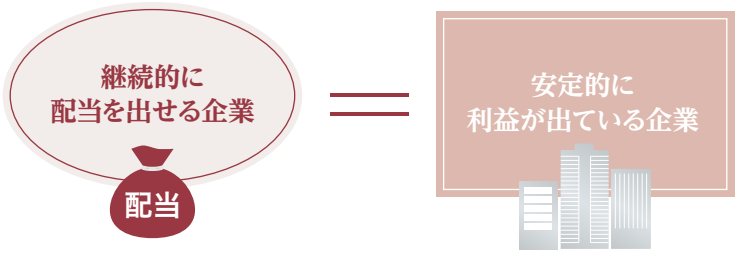

※すべての企業が配当を行うわけではありません。また、配当政策は各企業によって異なります。
※上記はあくまでもイメージ図であり、実際の状況とは異なる場合があります。
※実際に投資する銘柄の選択は投資プロセスに沿って行われます。

2 特定の銘柄、国や通貨に集中せず、分散投資します

- **幅広い投資対象から、魅力的な高配当利回り銘柄に絞り込み投資を行います。**

ファンドの投資対象

約70ヵ国、6,000銘柄

ファンドは、幅広い新興国株式投資対象から魅力的な高配当利回り銘柄を絞り込み投資を行います。

投資プロセス

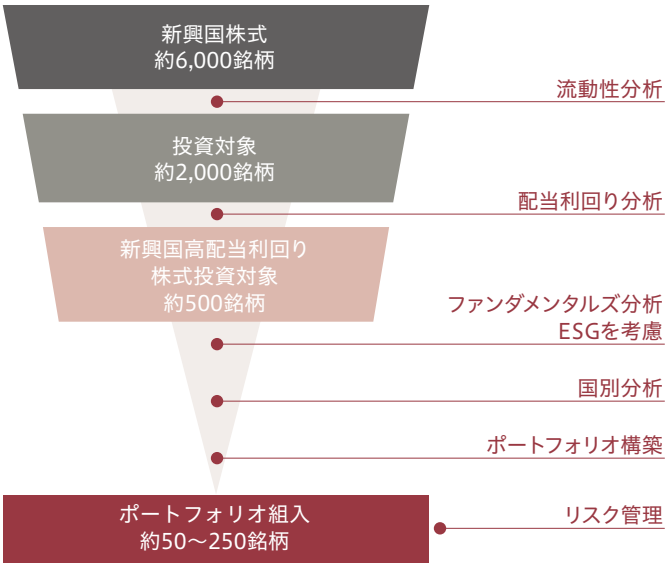

（注）上記は2024年1月末日現在の投資プロセスです。新興国株式市場の市場環境等により、今後変更される場合があります。

- **実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。**

3 毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います

- **毎月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。**
  - 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
  - 収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。
    毎年2月、5月、8月および11月の決算時には、原則として決算時の基準価額が1万円を超えている場合は、毎月の分配金に1万円を超える部分の額および分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります（1万円を超える部分の額が少額の場合には、分配金を付加しないこともあります）。
  - 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

分配金（決算日・毎月10日（休業日の場合は翌営業日））

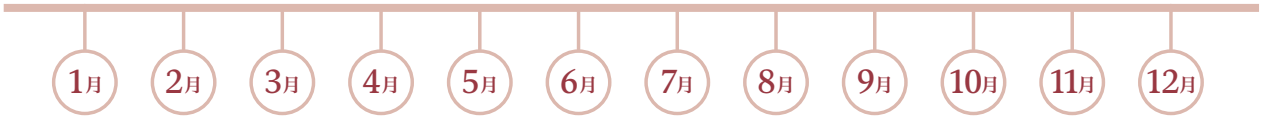

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの目的・特色

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

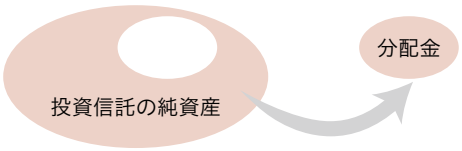

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

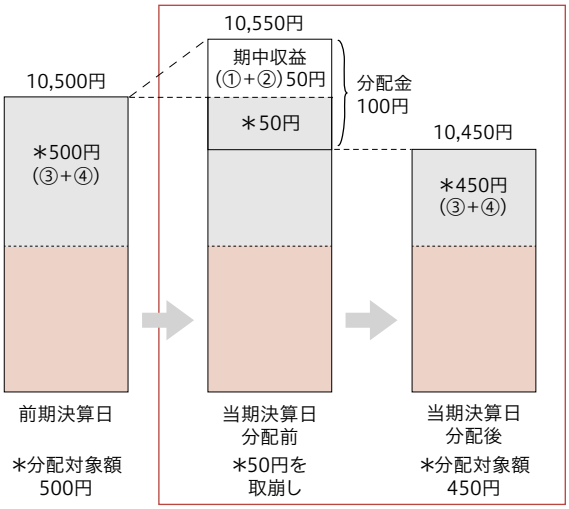

前期決算日から基準価額が下落した場合

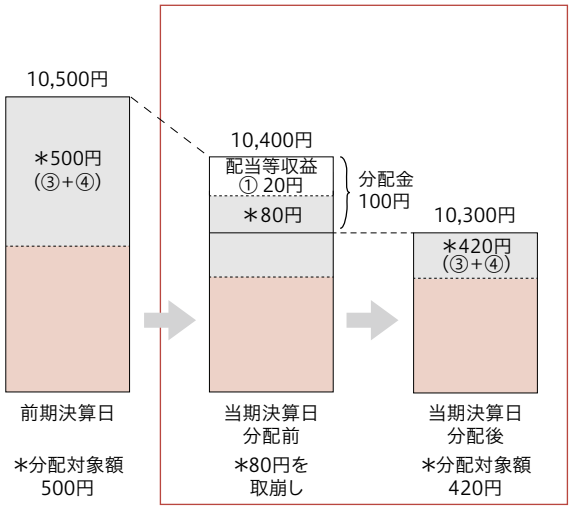

（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

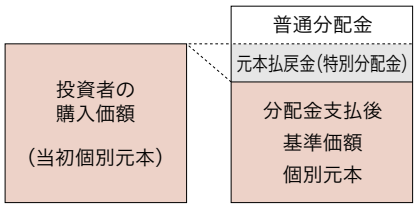

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

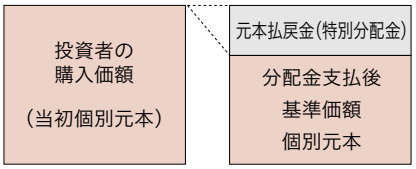

普通分配金 ： 個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金） ： 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。ファンドでは、「新興国ハイインカム株式ファンド」および「ショートタームMMＦ JPY」の各投資信託に投資を行います。株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。各投資先ファンドの概要につきましては、後記をご覧ください。

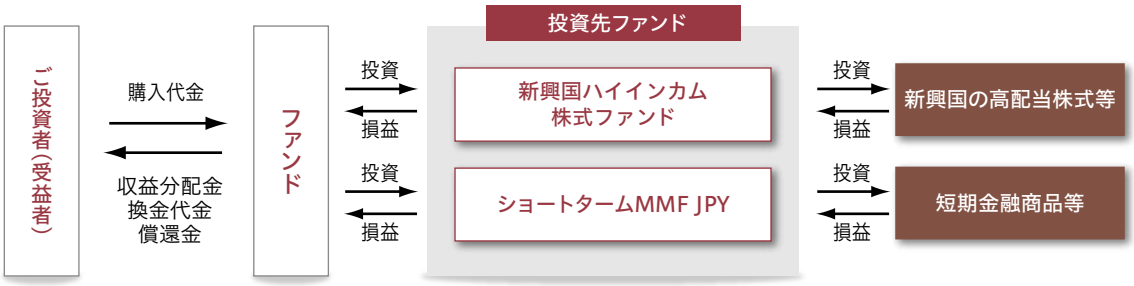

資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託の受益証券以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

投資先ファンドの概要

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド
- 新興国ハイインカム株式ファンド　クラスP分配型受益証券

形態／表示通貨	ルクセンブルグ籍外国証券投資信託／円建て
主な投資方針	・主に新興国に本社を置く大企業または新興国で主な事業活動を行っている大企業が発行する高配当利回りの株式に投資し、安定的な収益分配を行うこと、また長期的な元本の成長を目指すことを目的として運用を行います。 ・上場株式への分散投資を基本とします。

※本書において上記ファンドを「新興国ハイインカム株式ファンド」という場合があります。

ピクテ - ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ　クラスI投資証券

形態／表示通貨	ルクセンブルグ籍外国証券投資法人／円建て
主な投資方針	・円建てでの高水準の元本の安定性と短期金融市場金利の確保を目的とします。 ・短期金融商品等に投資します。 ・投資する証券の発行体の信用格付は、A2/P2以上とします。

※本書において上記ファンドを「ショートタームMMＦ ＪＰＹ」という場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンドは、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等（外国証券には為替変動リスクもあります。）により変動し、下落する場合があります。
- したがって、投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

株式投資リスク（価格変動リスク、信用リスク）

- ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。
- 株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。

為替変動リスク

- ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。
- 円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。

カントリーリスク

- ファンドが実質的な投資対象とする新興国は、一般に政治・経済・社会情勢の変動が先進国と比較して大きくなる場合があり、政治不安、経済不況、社会不安が証券市場や為替市場に大きな影響を与えることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落する場合があります。
- 実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化により証券市場や為替市場等に混乱が生じた場合、またはそれらの取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。この他、当該投資対象国・地域における証券市場を取り巻く制度やインフラストラクチャーに係るリスクおよび企業会計・情報開示等に係るリスク等があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

- 運用リスクのモニタリング（流動性リスク、信用リスク、パフォーマンスの考査を含みます。）および法令諸規則等の遵守状況のモニタリングは運用部署とは異なる部署が行います。
- モニタリングの結果は、上記部署により定期的に運用リスク管理委員会またはコンプライアンス&ビジネスリスク委員会へ報告されるとともに、必要に応じて経営会議へも報告されます。また、問題点等が認識された場合は、すみやかに運用部署その他関連部署へ社内規程に定められた緊急時対応の要請や問題改善の指示または提案等を行います。

※リスクの管理体制は、今後変更される場合があります。

参考情報

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

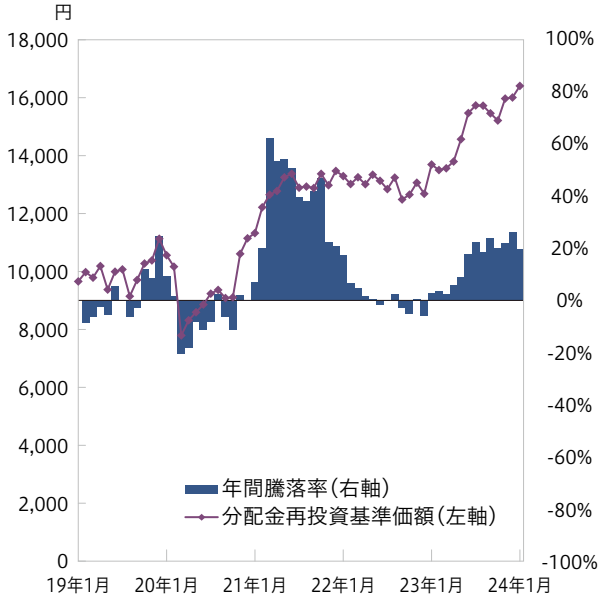

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較※（2019年2月～2024年1月）

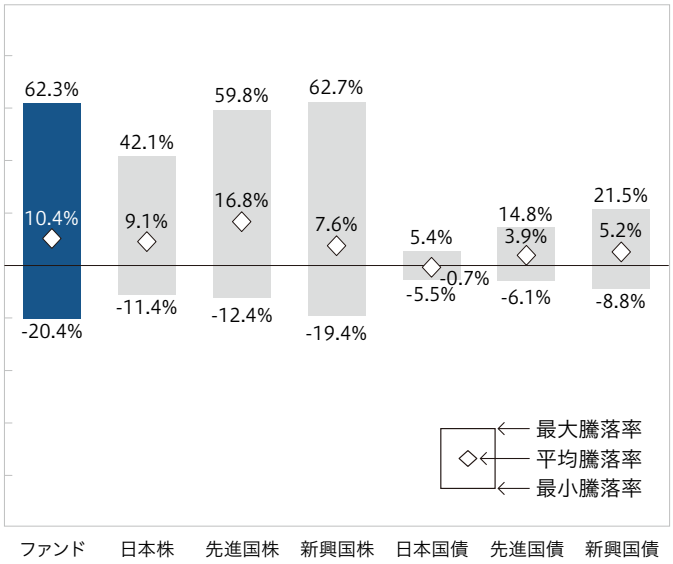

上記グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

（注）「分配金再投資基準価額」とは、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なります。

※ 2019年2月～2024年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小をファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。各資産クラスについては以下の指数に基づき計算しております。

<各資産クラスの指数>

日 本 株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株	MSCIコクサイ指数（税引前配当込み、円換算）
新興国株	MSCIエマージング・マーケット指数（税引前配当込み、円換算）
日本国債	NOMURA-BPI国債
先進国債	FTSE世界国債指数（除く日本、円換算）
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円換算）

（海外の指数は、為替ヘッジをしない投資を想定して、ドルベースの各指数を委託会社が円換算しております。）

上記各指数について

■東証株価指数（TOPIX）（配当込み）：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）に帰属します。JPXは、同指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。JPXは同指数の算出もしくは公表方法の変更、同指数の算出もしくは公表の停止または同指数の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。 ■MSCIコクサイ指数（税引前配当込み）：MSCIコクサイ指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 ■MSCIエマージング・マーケット指数（税引前配当込み）：MSCIエマージング・マーケット指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 ■NOMURA-BPI国債：NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属しています。また同社は同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果に関して一切責任を負いません。 ■FTSE世界国債指数（除く日本）：FTSE世界国債指数（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券指数です。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。 ■JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的な指数です。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

2024年1月31日現在

基準価額・純資産の推移

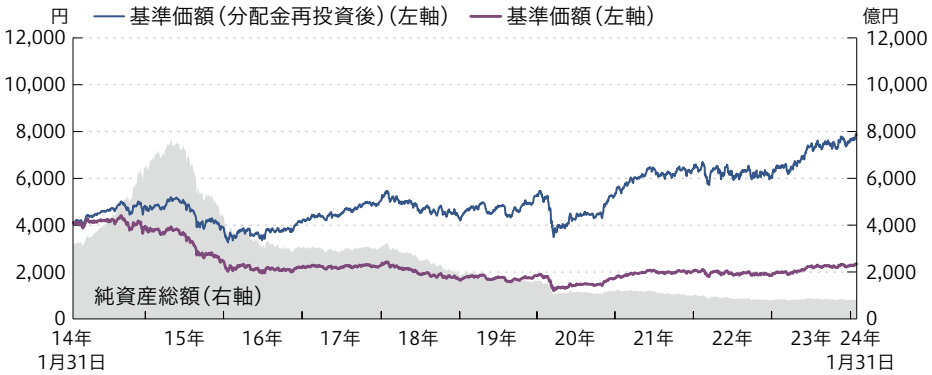

※基準価額および基準価額（分配金再投資後）は、1万口当たり、運用管理費用（信託報酬）控除後です。
※基準価額（分配金再投資後）は、上記期間中において、購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。

分配の推移

（1万口当たり、税引前）

決算期	分配金
第1期～第186期（計）	7,110円
第187期　23年 9月	5円
第188期　23年10月	5円
第189期　23年11月	5円
第190期　23年12月	5円
第191期　24年 1月	5円
直近1年間　累計	60円
設定来　累計	7,135円

主要な資産の状況

組入上位5ヵ国・組入上位10銘柄はファンドの主要投資対象である新興国ハイインカム株式ファンドの状況です。

資産別構成比

	資産名	構成比
1	新興国ハイインカム株式ファンド	98.5%
2	ショートタームMMF JPY	1.0%
3	コール・ローン等、その他	0.5%

組入上位5ヵ国

	国名	構成比
1	中国	19.9%
2	台湾	16.6%
3	韓国	15.7%
4	ブラジル	13.3%
5	インド	5.3%

組入上位10銘柄

	銘柄名	国名	業種名	構成比
1	サムスン電子	韓国	コンピュータ・周辺機器	7.7%
2	台湾セミコンダクター	台湾	半導体・半導体製造装置	4.9%
3	台湾セミコンダクター（ADR）	台湾	半導体・半導体製造装置	4.2%
4	インフォシス	インド	情報技術サービス	3.1%
5	B3 SA-ブラジル・ボルサ・バルカオン	ブラジル	資本市場	2.4%
6	ブラジル石油公社	ブラジル	石油・ガス・消耗燃料	2.3%
7	グルポ・フィナンシエロ・バノルテ	メキシコ	銀行	2.2%
8	テレコム・インドネシア	インドネシア	各種電気通信サービス	1.9%
9	中国工商銀行	中国	銀行	1.8%
10	中国建設銀行	中国	銀行	1.8%

年間収益率の推移

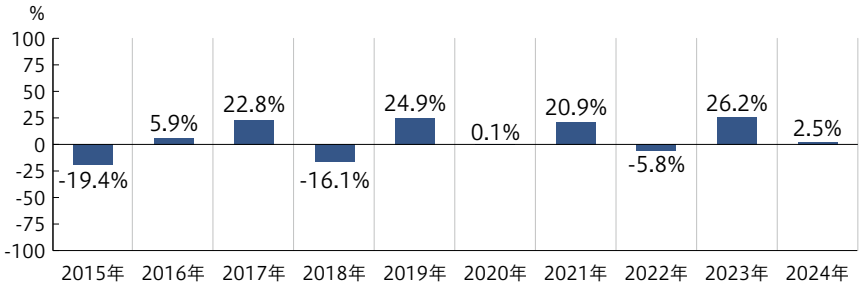

※税引前分配金を再投資したものとして計算しています。2024年は1月31日までの騰落率を表示しています。ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
最新の運用実績は委託会社のホームページ等で確認することができます。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める1円または1口（当初元本1口=1円）の整数倍の単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 （ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。）
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める1口の整数倍の単位とします。 （販売会社へのお申込みにあたっては1円の整数倍の単位でお申込みできる場合があります。詳しくは、販売会社にてご確認ください。）
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。 （販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。）
購入の申込期間	2024年4月11日から2024年10月10日までとします。 （上記期間満了前に、委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。）
購入・換金の 申込不可日	ルクセンブルグの銀行またはロンドンの銀行の休業日においては、購入・換金のお申込みはできません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の 中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（組入投資信託証券の投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があるときは、購入・換金のお申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付けを取消すことがあります。
信託期間	2008年1月31日（当初設定日）から無期限とします。
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には信託が終了（繰上償還）となる場合があります。
決算日	毎月10日（休業日の場合は翌営業日）とします。
収益分配	年12回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。
信託金の限度額	1兆円とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年1月、7月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、かつファンドに係る知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	**3.3%**（税抜3.0%）の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た額とします。 （詳しくは、販売会社にてご確認ください。） 購入時手数料は、投資信託を購入する際の商品等の説明や事務手続等の対価として、販売会社に支払う手数料です。
信託財産留保額	換金時に換金申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.3%**の率を乗じて得た額が控除されます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用（信託報酬）	毎日、信託財産の純資産総額に年**1.265%**（税抜1.15%）の率を乗じて得た額とします。 運用管理費用（信託報酬）は毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。 ［運用管理費用（信託報酬）の配分（税抜）および役務の内容］

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.35%	年率0.75%	年率0.05%
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、各種情報提供等、基準価額の算出等	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

投資対象とする投資信託証券	
新興国ハイインカム株式ファンド	純資産総額の年率0.75%
ショートタームMMF JPY	純資産総額の年率0.3%（上限）

（上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。）

実質的な負担	最大年率**2.015%**（税抜1.9%）程度 （この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。）
その他の費用・手数料	信託事務に要する諸費用（信託財産の純資産総額の年率**0.055%**（税抜0.05%）相当を上限とした額）が毎日計上されます。当該諸費用は、監査法人に支払うファンドの財務諸表の監査に係る費用、目論見書、運用報告書等法定の開示書類の作成等に要する費用等です。 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等（これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。）が、そのつど信託財産から支払われます。投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われます。

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して**20.315%**
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して**20.315%**

※上記は、2024年1月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

このページは、三井住友信託銀行株式会社からのお知らせです。
（このページの記載は目論見書としての情報ではございません。）

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づいてお渡しするものです）

この書面、手数料に関する書面および目論見書の内容を十分にお読みください。

【クーリング・オフの適用について】
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

【ファンドにかかる手数料等について】
投資信託のご購入からご解約・償還までにお客さまにご負担いただく費用には以下のものがあります。費用等の合計は以下を足し合わせた金額となります。
これらの費用の合計額、計算方法等については、お客さまがご購入されるファンドやご購入金額等によって異なりますので、表示することができません。

（1）ご購入時・ご解約時に直接ご負担いただく費用
- 申込手数料：申込金額（手数料込み）に応じ、ご購入時の基準価額に対して最大3.30%（税込）の率を乗じて得た額
  ※申込代金から申込手数料をいただきますので、申込代金の全額が当該投資信託の購入金額となるものではありません（裏面に具体的な計算例を示していますのでご確認ください）。
  ※当ファンドの申込手数料率は別項の「お申込手数料率のご案内」でご確認ください。
- 信託財産留保額：ご購入時の基準価額に対して最大0.1%の率を乗じて得た額
  ご解約時の基準価額に対して最大0.5%の率を乗じて得た額
- 解約手数料：かかりません

（2）保有期間中に信託財産から間接的にご負担いただく費用
- 信託報酬：純資産総額に対して最大年2.20%（税込）の率を乗じて得た額。なお、商品により別途運用実績に基づき計算される成功報酬額がかかる場合があります。
- その他の費用：証券取引に伴う売買委託手数料等の手数料または税金、先物・オプション取引に要する費用、組入資産の保管に要する費用、投資信託財産に係る会計監査費用、実質的に投資対象とする資産の価格に反映される費用（各々必要な場合は消費税等を含みます）など（運用状況等によって変動するため、料率、上限額を示すことができません。投資対象とするファンドにおいて負担する場合を含みます）。

申込手数料以外の詳細につきましては、投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。

◆ファンドの終了について
一定の事項に抵触した場合は繰上償還することがあります。詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

◆当ファンドに係る金融商品取引契約の概要
三井住友信託銀行は、ファンドの販売会社として、募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。

◆当社が行う登録金融機関業務の内容および方法の概要
三井住友信託銀行が行う登録金融機関業務は、主に金融商品取引法第33条の2の規定に基づくものであり、当社においてファンドのお取引を行われる場合は、以下の方法により取り扱いいたします。
- 当社では投資信託のお取引にあたっては、「振替決済口座、投資信託保護預り口座、外国証券取引口座、累積投資口座」の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます）には、取引報告書を原則として郵送によりお客さまに交付いたします。

◆当社の概要（販売会社に関する情報）

商号等	三井住友信託銀行株式会社　登録金融機関　関東財務局長（登金）第649号
本店所在地	〒100-8233　東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
資本金	3,420億円（2023年3月31日現在）
設立年月日	1925年7月28日
加入協会等	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
当社の苦情処理措置及び紛争解決措置	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター または一般社団法人全国銀行協会を利用 証券・金融商品あっせん相談センター連絡先　電話番号 0120-64-5005 全国銀行協会連絡先　全国銀行協会相談室　電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
認定投資者保護団体	当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体はございません。
業務の概要	信託業務、銀行業務、不動産売買の媒介・証券代行等の併営業務、登録金融機関業務

※本頁は、目論見書の一部を構成するものではなく、上記の情報は、目論見書の記載情報ではありません。
上記の情報の作成主体は販売会社であり、作成責任は販売会社にあります。

このページは、三井住友信託銀行株式会社からのお知らせです。
（このページの記載は目論見書としての情報ではございません。）

金融ADR制度（苦情処理・紛争解決手続）について

- 金融ADR制度とは、金融機関とお客さまとのトラブルを、裁判以外の方法で解決を図る制度です。
  一般的に、手続きの簡易さ、迅速性、専門性、非公開性、低廉な費用といったメリットがあるといわれています。
  苦情処理・紛争解決手続きの手段は、お客さまが任意にご選択できます。
- お取引の指定ADR機関、または、指定ADR機関がない場合の当社の苦情処理・紛争解決手続き（苦情処理措置および紛争解決措置）については、目論見書補完書面の「当社の概要」をご覧ください。

お申込み手数料に関するご留意事項

1. 申込手数料の具体的な計算例

金額指定で購入する投資信託の申込手数料は、概ね次のように計算します。

（例）申込手数料率が3.30%（税込）、基準価額が1万口あたり10,000円の投資信託を100万円の申込金額（手数料込み）で購入される場合

①1万口あたりの申込手数料（税込）　10,000円（基準価額）× 3.30%（申込手数料率）＝ 330円

②購入口数の計算　1,000,000円（申込金額）÷（10,000円（基準価額）＋ 330円（申込手数料））× 10,000 ＝ 968,055口
（1万口あたり）

③申込手数料（税込）の計算　330円（1万口あたりの申込手数料）× 968,055口（購入口数）÷ 10,000 ＝ 31,945円

2. 投資信託のお申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

《例》お申込手数料率が3%（税抜）の場合

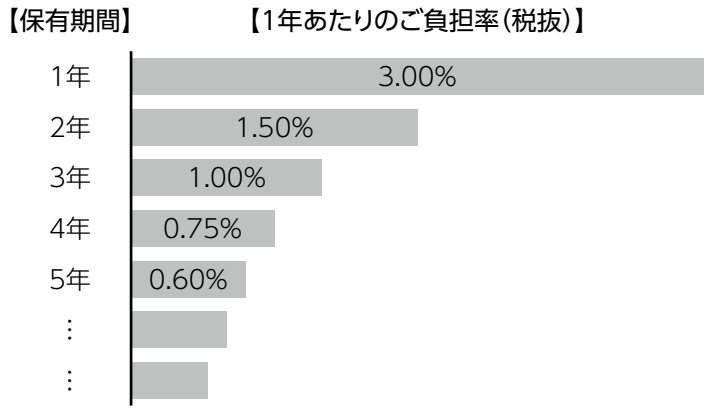

※投資信託によっては、お申込手数料を頂戴せず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※左記の図の手数料率や保有期間は例示です。
実際にお買付いただく投資信託の手数料率や償還までの期間については目論見書や目論見書補完書面でご確認ください。投資信託をご購入いただいた場合には、左記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。
また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

三井住友信託銀行へのお問い合わせ先	ご不明な点等につきましては、下記または、お取引のある本支店までお問い合わせください。 **0120-921-562** 【受付時間】　平日　9:00～17:00 （土・日・祝日および12／31～1／3はご利用いただけません。） なお、お問い合わせの内容によっては、お取引のある本支店におつなぎさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※本頁は、目論見書の一部を構成するものではなく、上記の情報は、目論見書の記載情報ではありません。
上記の情報の作成主体は販売会社であり、作成責任は販売会社にあります。

このページは、三井住友信託銀行株式会社からのお知らせです。
（このページの記載は目論見書としての情報ではございません。）

お申込み手数料率のご案内

〈商品名〉

ピクテ新興国インカム株式ファンド
（毎月決算型）

■ 申込手数料率 ■

申込金額	手数料率
1,000万円未満	3.30％（税込）
1,000万円以上1億円未満	2.20％（税込）
1億円以上	1.10％（税込）

- 上記の申込手数料率を上限とします。ただし、申込手数料割引サービス等を別に定める場合はこの限りではありません。
- 詳細および最新情報は、当社ホームページまたはお取引店でご確認ください。
- 上記のファンドは、三井住友信託ダイレクト（インターネットバンキング）でお申し込みいただけます。
- インターネットのお取引においては申込手数料割引サービスがあります。上記のお申込手数料は通常の手数料率（割引前の手数料率）を表示しておりますが、インターネットの取引画面では、割引後の手数料率を表示しています。

〈三井住友信託銀行にて取り扱う投資信託に関してご注意いただきたい事項〉

■投資信託におけるリスクについて

投資信託は、直接もしくは投資対象投資信託証券を通じて、主に国内外の株式や債券、不動産投資信託証券等に投資します。投資信託の基準価額は、組み入れた株式や債券、不動産投資信託証券等の値動き、為替相場の変動等の影響により上下します。これによりお受取金額が投資元本を割り込むおそれがあります。投資信託の運用により信託財産に生じた損益は、全て投資信託をご購入いただいたお客さまに帰属します。

■その他重要なお知らせ

- 投資信託は預金とは異なり元本および利回りの保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- ファンドにより、信託期間中にご解約のお申し込みができない場合があります。
- 取得のお申し込みの際は、最新の契約締結前交付書面（目論見書・目論見書補完書面）を事前にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上、お客さまご自身でご判断ください。
- 当社は投資信託の販売会社であり、ご購入・ご解約のお申し込みについて取り扱いを行います。投資信託の設定・運用は運用会社が行います。
- 投資信託にはクーリング・オフ制度は適用されません。
- 本資料は三井住友信託銀行が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

※本頁は、目論見書の一部を構成するものではなく、上記の情報は、目論見書の記載情報ではありません。
上記の情報の作成主体は販売会社であり、作成責任は販売会社にあります。